

## 特別支援学校における医療的ケア運営協議会開催要領

## (趣 旨)

第1 この要領は、「特別支援学校医療的ケア実施要綱」に基づき開催する特別支援学校における医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関でないものとする。

## (会議事項)

第2 県は、次に掲げる事項について医療的ケア運営協議会において意見を聴取する。

- (1) 特別支援学校における医療的ケアの実施体制に関すること
- (2) 医療的ケアの実施にあたり必要な事項の検討に関すること
- (3) 関係機関の連絡調整に関すること
- (4) その他医療的ケアの実施について必要な事項に関すること

## (構 成)

第3 運営協議会は、次に掲げる者のうちから長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が依頼する若干名の委員をもって構成する。

- (1) 特別支援学校児童生徒の保護者
- (2) 医 師
- (3) 看護師
- (4) 特別支援学校の教職員
- (5) その他

## (開催時期)

第4 会議は令和5年3月31日までの間、開催するものとする。

## (座 長)

第5 運営協議会に座長1人を置く。

## 附 則

この要領は、平成17年 4月1日から施行する。

平成18年 4月 1日一部改正

平成18年11月 1日一部改正

平成19年 4月 1日一部改正

令和 元年 5月 1日一部改正